

## 鳥取県告示第 899 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字地藏堂1191の1、1191の3から1191の75まで、字栗尾坂1195の1から1195の14まで、字小蛇山1200の1、1200の2、字ムカコ谷1203の1、1203の2、字西山ノ神1204の1、1204の2（次の図に示す部分に限る。）、1204の3、1204の4、1204の5（次の図に示す部分に限る。）、1204の6から1204の11まで、1204の12・1204の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1204の14から1204の39まで、1204の40（次の図に示す部分に限る。）、1204の41、字馬場ノ西1207の2、1207の7から1207の14まで、字細越ノ一1210の1、1210の2、1210の4から1210の89まで、字細越ノ二1211の1、1211の2、字細越ノ三1215の1から1215の25まで、字妙見谷1220から1224まで、1226の1、1226の70、1226の71、1226の75、1226の77

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### （1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）